

※**本学卒業生(通学課程を含む)**を受講対象として開講しています。

教育職員免許法第6条別表第8を根拠に取得する場合（隣接校種免許状の取得）

教員免許をすでに所有し、かつ取得を希望する免許に隣接する学校において最低３年以上の教員として良好な実務経験年数のある方が、所定の必要単位を取得して所有する免許状・勤務校に隣接する校種の免許状を取得するための方法です。本学において隣接校種免許を取得する場合、下表（別表第８）の最低修得単位数以上の単位を修得する必要があります。

〔教育職員免許法第６条　別表第８〕

所要資格	受けようとする 免許状の種類	幼稚園教諭 ２種免許状	小学校教諭 ２種免許状		中学校教諭 ２種免許状		高等学校教諭 １種免許状
有することを必要とする学校の免許状	小学校普通教諭	幼稚園普通教諭	中学校普通教諭	小学校普通教諭	高等学校普通教諭	中学校教諭 (２種免許状を除く)	
必要とする最低在職年数	３年	３年	３年	３年	３年	３年	
最低修得単位数	６	13	12	14	9	12	

〔教育職員免許法施行規則第１８条の２〕

受けようとする免許状の種類				幼稚園教諭 ２種免許状	小学校教諭 ２種免許状		中学校教諭 ２種免許状	高等学校教諭 １種免許状	
有することを必要とする学校の免許状				小学校教諭 普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	高校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状 (２種免許状を除く)
最低 修得 単位 数	教科に関する科目						10		
	教 職 に 関 す る 科 目	教育課程及び 指導法に関する科目	各教科の指導法	10	10	2	2	2	
			道徳の指導法	1		1			
			保育内容の指導法	6					
	生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目			2	2	2	2	2	
	教科又は教職に関する科目						4	8	

＜ 備考 ＞

- １.教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める修得方法の例にならうものとする。
- ２.各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の２種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち五以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校教諭の２種免許状又は高等学校教諭の１種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- ３.教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の二に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の２種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての（・・・中略・・・）公民の教科についての（・・・中略・・・）理科の教科についての（・・・中略・・・）美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての（・・・中略・・・）修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（２種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の１種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての（・・・中略・・・）、公民の教科についての（・・・中略・・・）、情報の教科についての（・・・中略・・・）、工業の教科についての（・・・中略・・・）、家庭の教科についての（・・・中略・・・）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

＜教育委員会での確認について＞

１.確認先

確認先は、勤務する学校の所在地の都道府県教育委員会（現在勤務のない方は、居住地の都道府県教育委員会）で必ず履修指導を受けてください。また、勤務年数についても確認してください。

２.必要単位

単位の取得方法は該当する科目表にて算出のうえ、その修得単位での免許申請の可否、及び必要在職年数について必ず確認してください。

取得に必要な単位は、基礎となる免許状を取得した後に取得した単位が必要です。

例：現在お持ちの免許状を修得するときに、隣接校種の単位を取得していても、その単位は別表第８では使用できません。

３.勤務年数

当該免許での良好な成績での在職年数が３年以上の在職証明書の添付が必要です。

隣接する免許状での実務経験が必要です。→「実務に関する証明書」が必要となります。

例：小学校１種免許状と幼稚園１種免許状を取得したうえで、幼稚園での実務経験のみある場合は、別表第８で中学校免許状の取得はできません。

４.免許申請

教員免許状の授与申請は、指導を受けた都道府県教育委員会への個人申請となります。

大学からの一括申請はできません。

幼稚園２種　←小学校での勤務経験が３年以上　※令和３年１２月段階での情報です。今後変更の可能性あります。

教育職員免許法施行規則に 定める科目			科目 コード	本学での開講科目	授業 形態	単位数			備 考
						通信	面接	計	
領域及び 保育内容の 指導法に 関する科目	領域に関する 専門的事項	健康	2166	保育内容(健康)	演習	1		1	「健康・人間関係・環境・言語・表現」の 5領域(注1)修得する。 2日12,000円×3
		人間関係	2167	保育内容(人間関係)	演習		1	1	
		環境	2168	保育内容(環境)	※ 演習	1		1	
		言語	2177	保育内容(言葉)	演習		1	1	
		表現	2178	保育内容(表現)	演習		1	1	
計						2	3	5	

注 1) ５領域の内容を含んで修得する必要の可否については、申請する教育委員会にて指導を受けてください。法定上の最低修得単位は６単位です。
別表第８（P68）を参照。